

株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス
管理委託契約約款

(目的)

第1条 管理委託契約約款(以下「本約款」という。)は、音楽の著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス(以下「JRC」という。)が、音楽出版者その他著作権を有する者等(以下「委託者」という。)との間において締結する著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第2条第1項第2号の管理委託契約(以下「管理委託契約」という。)の内容を定めることを目的とする。

(管理委託の範囲)

第2条 委託者は、委託者が管理委託契約締結時に指定した音楽の著作物及び委託者がJRCに作品届を提出した音楽の著作物(以下これらの著作物を「著作物」という。)の利用許諾の取次による管理(JRCが、JRCの名において委託者の計算で、著作物の利用許諾に関する交渉及び契約の締結、使用料の收受及び分配、その他これに附帯する業務を行うこと。以下、これらの業務を「管理」という。)を委任し、JRCはこれを受任する。

- 2 前項にかかわらず、委託者は、管理委託契約の締結に当たり、JRCの承諾を得て、本約款に定めるJRCの権限に加えられた制限以外の制限を定めることができる。
- 3 委託者は、次に定める利用許諾の全部又は一部を指定して、JRCに対して管理を委託する利用許諾の範囲を選択するものとする。

(1) レコードへの複製等

音楽再生を主たる目的としてレコード(コンパクトディスク、アナログディスク、ミニディスク、録音テープ、ICチップ、半導体メモリ等の記憶媒体)へ著作物を複製し(工業製品等に組み込まれる形で使用されるものを含む。)またはその複製物により譲渡すること

(2) ビデオグラムへの複製等

音をもっぱら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム(ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。ただし、(3)(4)に含まれるものは除く

(3) マルチメディアパッケージ(ゲームソフトを含む)への複製等

音をもっぱら画像やテキストや映像などと共に再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ(ゲームソフトを含む)(CD-Rom、DVD-Rom等の記憶媒体)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること

(4) 映画録音

映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に

映像と共に著作物を複製し、またはその複製物により頒布すること

(5) コマーシャル送信用録音

放送、有線放送、インタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、その固定物を増製し、又はそれらの固定物により頒布もしくは譲渡すること

(6) インタラクティブ配信（業務用通信カラオケ及び専用端末を用いた家庭用通信カラオケを除く。）

著作物を、放送及び有線放送以外の方法により公衆送信し、これを伝達し、または公衆送信に伴って複製し、その他公衆送信に伴って著作物を利用すること

4 前項(1)の委任には、著作権法第 104 条の 2 に定められる指定管理団体が分配する私的録音補償金の受領の委任を含むものとする。

（管理の留保又は制限）

第 3 条 委託者は、第 2 条の規定により定める管理委託の範囲について、あらかじめ JRC の承諾を得て、次の各号に掲げる留保又は制限をすることができる。

- (1) 委託者が、著作物の関係権利者全員の同意を得て、その利用の開発を図るため日本国内において著作物を自ら使用すること。ただし、委託者が著作物の提示につき対価を得る場合はこの限りでない
- (2) 委託者が、日本国内で未だ録音物として販売されたことのない著作物について、録音使用（映画録音を除く。）を行う者を指定すること。ただし、この指定の効力は、その録音物が最初に録音された日から 3 ヶ月以内に限る
- (3) 委託者が、訳詞又は新たな歌詞とともに録音される著作物について、その訳詞又は新たな歌詞を指定すること

（管理委託契約の締結）

第 4 条 JRC に対して著作権の管理を委託しようとする者は、管理委託契約申込書に必要な資料を添えて JRC に提出しなければならない。

2 JRC は、前項の申し込みに対して、著作権の管理を受託することが適当と認めたときは、これを承諾するものとする。

3 JRC は、管理委託契約を締結したときは、すみやかに委託者に対し管理委託契約承諾書を交付する。

（著作権の保証）

第 5 条 委託者は、JRC に対して管理委託契約に基づき著作権の管理を委託する全ての著作物について、利用の許諾を取次させる権限を有し、かつ第三者の権利を侵害していないことを保証する。

2 JRC は前項の保証に関し、必要があるときは委託者にその資料の提出を求めることができる。

(管理委託契約の期間及び更新)

第 6 条 管理委託契約の期間は、管理委託契約の締結の日から 5 年とする。但し、最初の管理委託契約の期間は、管理委託契約を締結した日から 4 年を経過した後最初に到来する 3 月 31 日までとする。

- 2 管理委託契約の期間満了の 3 ヶ月前までに、JRC または委託者が更新をしない旨の意思表示をしなかったときは、管理委託契約は、従前と同一の条件で自動的に 5 年間更新されたものとし、その後の更新の扱いも同様とする。

(業務地域及び外国地域における管理の再委託)

第 7 条 JRC は、原則として日本国内において業務を行う。

- 2 外国地域において第 2 条に定める管理を行う場合には、JRC は、当該外国の著作権管理団体等にその管理を再委託することができる。

(利用許諾契約の締結及び使用料の徴収)

第 8 条 JRC は、JRC が文化庁長官に届け出た使用料規程(以下「使用料規程」という。)に基づき、利用者と著作権の利用許諾契約を締結し、当該著作権利用許諾契約に基づき使用料を徴収する。

- 2 前項にかかわらず、JRC は、利用許諾契約の締結の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で、使用料規程に定める使用料の額を減額することができる。

(使用料の分配)

第 9 条 JRC は、委託者の指定により、委託者又は委託者の指定した者(以下「分配金受領者」という。)に対して、收受した使用料(第 7 条第 2 項により外国の著作権管理団体等から收受した使用料を含む。)から第 11 条に定める JRC の管理手数料を控除した金額を分配する。

- 2 JRC は、利用者から收受した使用料を、次のとおり委託者に分配するものとする。ただし、分配月日が銀行通常業務休業日にあたる場合はその直近の銀行業務日を分配月日とする。

分配期	分配対象使用料	分配月日
第 1 期	10 月から 12 月までの間に收受した使用料	3 月 25 日
第 2 期	1 月から 3 月までの間に收受した使用料	6 月 25 日
第 3 期	4 月から 6 月までの間に收受した使用料	9 月 25 日
第 4 期	7 月から 9 月までの間に收受した使用料	12 月 25 日

- 3 前項の分配期により難しい場合は、JRC と委託者との協議によって、別途分配期を定めることができる。
- 4 分配期毎の分配金受領者の確定基準日は下表のとおりとし、JRC は、各分配期の確定基準日における分配金受領者に分配する。

分配期	分配金受領者の確定基準日
第1期	12月31日
第2期	3月31日
第3期	6月30日
第4期	9月30日

- 5 各分配期における分配金受領者の確定は、前項で定める確定基準日の10日前（その日が銀行通常業務休業日にあたる場合はその直近の銀行業務日）までに利用者から提出された利用する著作物に係る資料（以下「著作物資料」という。）によるものとする。
- 6 本条に定める分配金請求権は、委託者が権利を行使しうる時から5年間を経過することにより消滅する。

（私的録音補償金の分配）

第9条の2 第2条4項に定める私的録音補償金を受領したときの分配については、別に定める分配規程に基づいて分配する。

（収受した使用料の分配留保）

第10条 JRCは、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、第9条に定める使用料の分配を留保することができる。

- (1) 著作権の侵害又は著作権の帰属等について、告訴、訴訟の提起又はJRCに対し異議の申立があったとき
- (2) 著作権の帰属等について、疑義があるとJRCが判断したとき
- (3) 著作物使用料等についてその分配先又は適用すべき分配率などが確定できないとき

（管理手数料）

第11条 委託者がJRCに支払う管理手数料は、JRCが収受した使用料に10%以内でJRCが定めた率を乗じた額とする。

- 2 第7条第2項の規定によりJRCが外国の著作権管理団体等に著作権管理を再委託した場合には、JRCは、当該著作権管理団体等との間で定めた管理手数料率に、10%以内でJRCが定める手数料率を加えた料率を用いて算出した金額を管理手数料とすることができる。

（管理の中止又は停止）

第12条 JRCは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、JRCが定める期間、管理の全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 著作権の侵害または帰属等について告訴、訴訟の提起、またはJRCに対し異議の申立があった場合
- (2) JRCにおいて著作権の帰属について疑義があると判断した場合
- (3) その他天災、地変などやむを得ない場合

(使用料規程の変更の通知)

第 13 条 使用料規程を変更したときは、速やかにこれを公示し、JRC は委託者に対して書面 (電子メールを含む。以下同じとする。) をもって通知しなければならない。

(本約款及び管理委託契約の変更の方法)

第 14 条 JRC は、本約款を変更したときは、速やかにこれを公示し、かつ、委託者に対して書面をもって通知しなければならない。

2 前項による本約款の変更に興議のある委託者は、通知の到達した日から 3 ヶ月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。

3 公示のあった日から 6 ヶ月を経過しても前項に定める解除の申し出がなかったときは、委託者は、本約款及び管理委託契約の変更について承諾したものとみなす。

(著作権の譲渡の制限)

第 15 条 委託者が JRC に対して管理を委託している著作物の著作権者の場合には、JRC の承諾を得なければ、当該著作物の著作権の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

2 前項の譲渡の場合、委託者は、管理委託契約の委託者たる地位を、譲受人に承継させることができる。

3 前項の規定により新たに委託者としての地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に、その旨を JRC に届けなければならない。

4 JRC は、前項の届出がなされなかったことにより生ずる一切の損害について、その責を負わないものとする。

(管理委託契約の承継)

第 16 条 相続又は営業譲渡、合併若しくは分割により委託者の有する著作権の全部を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により新たに委託者としての地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に、その旨を JRC に届けなければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。

3 JRC は、前項の届出がなされなかったことにより生ずる一切の損害について、その責を負わないものとする。

(分配請求権の譲渡又は質入の禁止)

第 17 条 委託者は、JRC の承諾を得なければ、使用料の分配請求権の譲渡又は質入をすることができない。第 9 条第 1 項の定めにより委託者から指定された分配金受領者がこれらを行う場合には、JRC の承諾に加えて、委託者の承諾も得なければならない。

(委託者からの管理委託契約の解除)

第 18 条 委託者は、管理委託契約の期間内においても、JRC に対して書面をもって通知することにより管理委託契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、管理委託契約は通知が JRC に到達した日から 3 ヶ月を経過した後、最初に到来する 3 月 31 日をもって終了する。

- 2 前項の定めにより管理委託契約の全部又は一部が解除された場合であっても、JRC は解除前に行った利用許諾について、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。

(受託者からの管理委託契約の解除)

第 19 条 JRC は、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、何ら催告を要せず、書面をもって通知することにより管理委託契約の全部又は一部を即時解除することができる。

- (1) 著作権の全部を失ったとき
- (2) 著作権の管理権限を失ったとき
- (3) 支払停止の状態に陥り、手形交換所の取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理、会社更生手続、会社更生手続などの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき
- (4) 合併によらず解散したとき
- (5) その他、管理委託契約を継続することが不可能又は著しく困難な事情が生じたとき

- 2 JRC は、委託者に次の各号に掲げる事由があるときは、1 ヶ月以上の猶予期間を付した書面により催告した上、書面による通知をもって、管理委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 著作権を二重に譲渡し、又は著作権の保証義務に違反したとき
- (2) 本約款及び管理委託契約に定める委託者の義務を履行しないとき
- (3) JRC の事業運営に重大な支障を及ぼす行為をしたとき

- 3 本条第 1 項及び第 2 項の定めによって管理委託契約の全部又は一部が解除された場合であっても、JRC は解除前に行った利用許諾について、使用料の徴収及び分配、その他これらに付随する業務を行うことができる。

- 4 委託者に本条第 1 項及び第 2 項の各号に掲げる事由が発生した場合には、本約款及び管理委託契約に基づく委託者の JRC に対する一切の債務は、何ら催告なくして直ちに期限の利益を喪失するものとする。

(JRC の通知・送金)

第 20 条 JRC が本約款及び管理委託契約に基づいて行う送金(以下「送金」という)及び書面による催告その他の一切の通知(以下「通知」という)は、委託者の届け出た通知先の住所又は送金先に宛て行うものとする。

- 2 前項の書面による催告その他の通知の通知先の住所には、電子メールのアドレスも

含まれるものとする。

- 3 JRC は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、送金及び通知を留保することができる。
 - (1) 第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項に定める届出がなされないとき
 - (2) 委託者から届け出られた住所に宛てた通知が、連続して 2 回以上到達しなかったとき
 - (3) 委託者から届け出られた送金先に宛てた送金が到達しないとき
 - (4) 分配請求権に対する質権の実行、滞納処分その他の差押があったとき
- 4 本条第 3 項各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本約款及び管理委託契約に基づく JRC の委託者に対する一切の義務履行地は、本約款及び管理委託契約の定め、並びに委託者の届け出た通知先の住所及び送金先にかかわらず、JRC の事務所とする。また、通知は、JRC が委託者の届け出た通知先の住所宛に発送又は送信したことをもって通知を行ったものとみなす。

(委託者の通知義務)

第 21 条 委託者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、すみやかに JRC にその旨を通知し、かつ、所定の手続きを取らなければならない。分配金受領者に第 1 号から第 4 号までの事由が生じたときも同様とする。

- (1) 通知先、又は送金先に変更があったとき
 - (2) 改名、届出住所を変更したとき
 - (3) 法人その他の団体が合併し、会社分割し、解散し、又はその組織名称等を変更したとき
 - (4) 代表者、代理人又は著作物使用料の代理受領者に異動があったとき
 - (5) 委託者が新たに著作物を著作したとき、又は著作権を譲り受けたとき
 - (6) 管理の範囲の変更を行うとき
- 2 委託者は、委託者又は分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者の住所及び氏名を JRC に対して通知しなければならない。
 - 3 JRC は、委託者が前項に定める手続きを怠ったことによって生じた損害については、責を負わないものとする。

(公示)

第 22 条 JRC は、本約款及び使用料規程の公示、その他本約款に定める公示をインターネット上に設けたウェブサイトに掲示して行うものとする。

(財務諸表等の提供)

第 23 条 JRC は、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第 19 条に定める財務諸表等を作成し、これを JRC の事業所に備え付け、委託者の申し出により営業時間内に閲覧・謄写させることとする。

(裁判管轄)

第 24 条 本約款及びに管理委託契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

(実施日等)

- 1 本約款は文化庁長官が届出を受理した日より実施する。
- 2 本約款は、平成 18 年 2 月 15 日より施行する。